

P T A 等共済だより

第24号
2015/1/30発行
(不定期発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課P T A等共済室
直通電話： 03-6734-2971
メール： pykyosai@mext.go.jp

■ 今年度の共済事業の認可が終了しました。全国26団体に！（平成27年1月23日現在）

平成27年度4月からの事業開始をめざし準備を進めてきた団体の認可が終わりました。

- ・一般財団法人北海道高等学校安全互助会（平成26年9月30日北海道教育委員会認可）
- ・一般社団法人新潟県高等学校P T A安全互助会（平成27年1月16日新潟県教育委員会認可）
- ・一般社団法人茨城県P T A安全互助会（平成27年1月16日茨城県教育委員会認可）

P T A・青少年共済団体共済法に基づき共済事業を実施する法人は、全国で26団体になりました。

事業開始に先立ち、認可までの御苦労された点や意気込みについて聞いてみました。（本号と次号で紹介する予定です。）



左から井村局長、青陽次長

一般財団法人北海道高等学校安全互助会（共済事業認可：平成26年9月30日）

北海道では旧安全互助会廃止の後、保険会社による災害補償制度を導入しましたが、それがガラパゴス的に成長？し、さらにそれを廃して新安全互助会を9年ぶりに立ち上げるといふ複雑な流れを経ました。特例民法法人から比較的平穩に移行した団体を第一世代とするならば、制度のフレーム作りからスタートしなければならない第二世代の団体として登場したことになります。共済事業の認可は文科省・道教委のご指導のおかげでスムーズに進み、秋以降は全道13カ所での説明会などで10泊を超える出張付けの日々となりました。これまでに全国の皆さんからいただいたご助言に感謝します。今後とも、この新しい人脈を大切にしながら力を尽くして参りたいと思います。（事務局長 井村）

■ 平成26年度共済事業の実施調査の結果 ～共済団体の今～

平成25年度（平成26年10月1日現在の）共済事業の実施状況についての調査に御協力いただきありがとうございました。本調査は、P T Aや互助会などが行う共済や保険事業について、全般的な把握のために、平成22年度以降、毎年2回（意向調査と実施調査）実施しているものです。今後とも、御理解御協力のほどよろしくお願いいたします。今回は、調査結果から共済団体（対象は都道府県認可の20団体）の従業者と準備金の積立状況について少しご紹介いたします。それぞれ運営方法に違いがあるため単純比較はできませんが次のとおりとなっています。

従業者の平均人数：3.2人（うち常勤は2.3人）

準備金の積立率平均：73.％（最小20.0％）

	準備金	平均	最小	最大
定款上の積立上限額(A)		131,650千円	20,000千円	700,000千円
平成26年3月末残高(B)		104,178千円	12,030千円	700,000千円
積立率(B÷A×100)		73.4%	20.0%	100.0%

平均	平均	最小	最大
従業者数 (うち常勤)	3.2人(2.3人)	2人(1人)	5人(4人)人

■ FAQ Q1：当会では、認可時に、それまで積み立てていた資金の一部を使い、告示第3条で定める積立限度額を少し上回る金額（例：1億円）を責任準備金（異常危険準備金）として積み立てをしました。児童生徒数は、年々減少傾向にあり、当初の積立を告示に定める限度額（例：9,800万円）に合わせたいと考えています。告示第4条によると「危険差損がある場合において当該危険差損のてん補に充てるときを除き、取り崩してはならない」とされています。法定の限度額に合わせ、資金を効率よく使うため、差額（200万円）を処理する方法はないのでしょうか。

A1：責任準備金（異常危険準備金）は、実際に発生した災害の発生率や危険率が、予定していたよりも高い場合、支払財源が不足するときに備えるためのものです。毎年度末に告示第2条に規定する積立基準に従い計算し、告示第3条に定める限度額に達するまで、毎年積み増ししていくものです。共済掛金算出の際に把握している危険率以上の、災害が増えたときのみに取り崩して共済金の支払に充てることができます。

事例のように最初に限度額以上の資金を積立てた場合もそうですが、年度毎に加入者も変化するため、毎年度末の積立基準も微妙に相違してくるものと思われます。会計処理においては、「責任準備金（異常危険準備金）戻入」という処理で積立額を減らす調整をすることができます。積み立て額を増やす処理が「責任準備金（異常危険準備金）繰入」、減らす処理が「責任準備金（異常危険準備金）戻入」とすると理解しやすいと思います。「戻り入れ」は、告示第4条でいう「取り崩し」とは異なりますので、告示に違反するようなことはありません。現在の積立額や積み立ての会計処理（「洗い替え法」又は「差額補充法」）によって処理が異なりますので、顧問税理士等に御相談下さい。

■ おしらせ ・年度内に、役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、お早目に御相談ください。認可申請に向けた研修会も対応いたします。是非御相談下さい。

・2013年4月からP T A等共済室に勤務している向さんが、2/2付けで異動になりました。1年10か月の間、大変お世話になりました。3月までは、吉谷のみで共済室を担当していくこととなります。出張や不在等でご迷惑をお掛けすることもあるかもしれませんが、引き続き よろしく願いいたします。

共済事業認可を御検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会の御担当者様、御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。一緒に解決していきましょう！

■ 共済団体のご紹介

一般財団法人熊本県PTA教育振興財団（共済事業開始：平成25年4月）

共済事業開始2年目となった本財団では、児童・生徒・教職員・保護者等がPTA活動中等にけがをした場合に共済金を給付する事業の他、学校教育やPTA活動などの教育諸活動がより安心できる環境の下で、より安全に行われるよう下記のような様々な支援事業助成を実施しています。

熊本県PTA共済の主な事業

- 県内全ての小・中・高・支援学校へAEDを設置(650台)及びパット・電池交換等のメンテナンス
- 各都市P・公立高P・私学P等に対する、事故防止啓発・広報・健康安全教育への事業助成
- 小学校区における子ども見守り支援事業助成
- モデル校への学校安全・体力作り支援事業助成
- 救命救急法啓発のためのリーフレット配布
- PTA共済たよりの発行(年2回)



曾我理事長(右)と
叶事務局長(左)



本年度より、事務局には統廃合等で返還された14台のAEDを常備し、PTA共済の給付対象となる大規模なスポーツ大会等の開催時には申請により、大会期間中AEDの貸し出しをしています。(12月現在 貸出5件、のべ15台)

一般社団法人沖縄県PTA連合会（共済事業開始：平成25年4月）

平成25年4月1日からPTA・青少年教育団体共済法に基づく共済事業がスタートしました。6月と7月に共済事務の担当者及び管理職に対して、PTA・青少年教育団体共済法に基づく共済事務について、正しい認識とスムーズな請求業務を行ってもらうために、安全制度説明会を実施しました。

平成26年2月には、吉谷正文科省PTA等共済指導係長を本県にお招きし、県教育庁担当者、公認会計士、税理士の先生方をはじめ、事務局長、専務、事務員と共に共済事業研修会を持ち、「保険」と「共済」の違いから始まり、共済契約の違い、契約形態、権利義務、監督業務等々、共済と保険の基礎知識を学びました。

今年は、認可2年目に当たり、安全普及啓発活動等の拡充を図る為、市町村PTAが行う研修会への支援と各単位PTAが行う研修会への支援を行いました。

離島を多く抱える本県では、地区で研修会を開催しても参加が出来ないPTA担当者が多いため、今年度は2カ所の離島地区で安全会制度の説明会を開催し喜ばれました。また、年間5回の安全審査会を開催し、共済金請求書の審査、共済金の給付額の査定、賠償責任の有無、その他共済金審査に関する事を審議しています。平成26年度(12月現在)はこれまでに54件の災害報告が有り審査済みが29件、未審査が25件となっています。

今後も、PTA活動を強力にサポートできるよう、真摯に共済事業を取り組んで参りたいと思います。(安全委員会 専務 宮城盛夫)



前列右から:古堅局長、宮城専務
後列右から:比嘉さんと古田さん、上原さん



埼玉県PTA安全互助会
役員研修会

PTA等共済室

□1月23日(金) 一般社団法人埼玉県PTA安全互助会 役員研修会

■平成26年度第2回PTA・青少年教育団体共済法研修会の参加申込を締め切りました。

9自治体から11名、25団体から48名の方の参加申込がありました。ありがとうございました。参加申込のあった団体の方のうち、認可済の共済団体の参加は24団体(88.5%)となりました。また、参加者の役職を見ると、代表理事・理事・監事の申込数(常務理事・事務局長を除く)が全体の約30%となるなど、役員の皆さまの意識の高さがうかがえるものとなりました。来年度から事業開始の3団体や認可申請検討中の団体も参加予定です。

参加申込のあった自治体と団体には、1月27日(火)に開催案内をメールにてお送りいたしておりますので、ご確認をお願いいたします。また、団体の参加者の皆さんは、持参書類の準備の他に、事前課題やグループ討議の準備等も御願ひしております。年度末に向かうお忙しい時期に大変恐縮ではありますが、グループ討議が活発に行われ、研修会の成果がより大きくなるように、是非とも御協力をお願いします。皆様を心からお待ちしております。随所に事例発表や事例演習を取り入れています。御協力よろしくお願ひいたします。

2/12(木) 13:00~17:00 自治体向け研修会

2/13(金) 13:00~17:00 団体向け研修会

◆団体向け研修は、大きな会議室を確保することができず、多少窮屈な思いをさせてしまうかもしれません。大変申し訳ありませんが、予めご了承ください。

■ 編集後記

職場からの帰りにふと書店に立ち寄ったところ、表紙がとても綺麗な和物の写真が掲載されている雑誌を見つけました。『仕覆の愉しみ』という本でした。「仕覆(しふく)」とは、茶道具を包む袋の事です。名物の茶器を和尚として敬い、その袋こそは袈裟のように、覆って仕えるものだから「仕覆」と書き表すそうです。観賞用と実用のものであり、観賞用は、まさに茶器が綺麗な着物をまとったかのように、綺麗な布・織物でつくられています。古い時代の茶器が破損することなく、数百年にわたって現代に伝わっているのも、大事に箱に入れたり、仕覆に包まれているからかもしれません。我が家の名器は、せいぜい息子が幼稚園の頃に使っていたお茶用カップを入れるための巾着袋で包んでいるくらいです。いつかは「仕覆」にしたいと思います。全国の児童生徒等もPTA等共済という温かい心の「仕覆」に包まれ、病気や怪我がない生活を送ってほしいものです。「縦の糸はあなた 横の糸はわたし 織りなす布は いつか誰かを 暖めうるかもしれない いつか誰かの 傷をかばうかもしれない…… (中島みゆき「糸」から)」(PTA等共済室:吉谷)

